

2023年3月2日 改定

定 款

T P R 株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、TPR株式会社と称し、英文ではTPR CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車用、建設機器用、農業機器用、船舶用、航空機用、その他機器用の部品及び素材の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
2. 通信機器用、電子機器用、電気機器用部品及び素材の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
3. 工業用、産業用、一般消費用機器、用品類及び設備の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
4. 各種鋼材及び粉末冶金材料の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
5. 金属製品、樹脂製品、工業用ゴム製品及びそれらの表面処理加工製品の研究開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
6. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
7. 前各号の製品等の製造に関連する機械、装置、器具の開発、製造、販売及びこれらに関連するサービス提供
8. 土木、建築工事の設計及び施工管理
9. 動産及び不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集業務
11. 産業廃棄物処理業、自動車運送取扱業、運送業及び古物営業法に基づく古物商
12. 労働者派遣業
13. 投資及び融資に関する業務
14. 会社経理受託処理業務
15. 情報処理サービス業
16. 介護事業
17. 小売業
18. 前各号に附帯または関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、135,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って株主総会を招集し、議長となる。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合において、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項により議長となるべき取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会で選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役（常勤の監査役を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とし、中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過した時は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

以 上